

亀山市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月22日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
山下町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 伊藤 晃
 亀山市山下町92番地
変更後 西川 均
 亀山市山下町397番地
- 3 変更の年月日
平成31年1月20日
- 4 変更の理由
任期満了による